大和市告示第47号

大和市福祉車両利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市福祉車両利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市福祉車両利用助成事業実施要綱(平成21年大和市告示第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「者で」の次に「、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号に規定するもののうち」を加え、同項ただし書中「恐れ」を「おそれ」に改め、同項第1号中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、下肢障害又は体幹機能障害の程度が2級以上の者」を、「下肢又は体幹の障がいが2級以上の者」に改め、同項第2号中「第7条第3項第2号に規定する要介護者で、要介護状態区分が要介護3以上であって、かつ」を「第19条第1項の規定により要介護3以上の要介護認定を受けている者で」に改める。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、神奈川県の障害者歯科診療推進事業実施要綱(昭和61年4月1日施行)に規定する 第1歯科診療圏に設置された第二次障害者歯科診療施設及び第三次障害者歯科診療施設において 歯科診療を受ける場合は、この限りでない。

第3条第4項中「月1回」を「1年度につき12回まで」に改める。

第6条第2項後段を削る。

第9条中「市」を「市長」に改める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。